

会 員 規 程

令和 8 年 7 月 7 日制定

一般社団法人建設 R X コンソーシアム

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人建設 R X コンソーシアム（以下「本会」という。）定款第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条および第 11 条の規定に基づき、本会の会員の入会、会費、退会その他会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員区分)

第 2 条 本会の会員は、定款第 6 条に定める次の区分によるものとする。

正会員

協力会員

特別会員（個人）

特別会員（団体）

(入 会)

第 3 条 本会に入会しようとする者は、定款および本会が定める本規程その他の諸規程の内容を承認のうえ、本会所定の入会申込書および誓約書を、企画調整委員会委員長宛て（窓口：事務局）に提出しなければならない。

2 正会員および協力会員の入会の可否は、定款第 7 条第 2 項の規定に基づき、企画調整委員会の承認によって決定し、特別会員の入会の可否は、理事会の承認によって決定するものとする。

3 企画調整委員会が正会員および協力会員の入会を承認したときは、委員長はその結果を理事長に報告するものとする。理事長は、当該承認を得た申込者および理事会において入会を承認された特別会員の申込者に対し、入会承認の旨を通知するものとする。

4 正会員は、次に掲げる者を各 1 名選定し、入会申込書において届け出るものとする。

(1) 法人を代表する者（以下「指定代表者」という。）

(2) 本会の運営に関与する者（以下「運営委員」という。）

5 協力会員は、指定代表者および連絡担当者を各 1 名選定し、入会申込書において届け出るものとする。

6 特別会員（個人）は、必要な事項を入会申込書において届け出るものとする。この場合において、第 1 項に定める誓約書の提出を要するものとする。

7 特別会員（団体）は、指定代表者および連絡担当者を各 1 名選定し、入会申込書において届け出るものとする。この場合において、第 1 項に定める誓約書の提出を要するものと

する。

- 8 正会員、協力会員および特別会員は、前各項に基づき届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかに本会所定の変更届を事務局に提出しなければならない。

(入会金および会費)

第4条 正会員および協力会員は、本会の事業活動に要する費用に充てるため、定款第8条および別に定める会費規程に基づき、入会金および会費を支払うものとする。

- 2 特別会員は、入会金および会費の支払義務を負わないものとする。
- 3 入会金および会費の額、支払方法その他必要な事項は、会費規程において別に定める。

(退 会)

第5条 会員は、定款第9条（任意退会）、第10条（除名）または第11条（会員資格の喪失）のいずれかに該当した場合には、退会したものとみなし、本会は当該会員を会員名簿から削除するものとする。

- 2 退会または資格喪失により会員でなくなった者が、既に納付した入会金または会費については、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(公表等の取扱い)

第6条 会員が、本法人の名称およびロゴマーク等を使用する場合、または本法人の活動に関して共同もしくは単独で公表（プレス発表等）を行う場合は、原則として当該公表を行う日の前日までに、その時期、方法および内容を書面により本法人（窓口：事務局）を通じて企画調整委員会委員長および副委員長に通知し、承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、分科会活動に関する技術的な研究開発成果の対外提供等については、分科会運用要領の定めるところによる。

(秘密保持)

第7条 会員は、本会の活動に関連して取得した他の会員又は本会の技術上、営業上その他の業務上の秘密情報を厳重に管理し、事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、分科会活動に関連して開示される秘密情報の取扱いについては、別に定める分科会運用要領、知的財産権取扱ガイドラインおよび個別の契約の定めるところによる。
- 3 会員は、退会した後または会員資格を喪失した後においても、前二項に定める秘密保持義務を負うものとする。なお、秘密情報の有効期間その他の詳細な取扱いについては、必要に応じて当事者間で個別の契約または合意により定めるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第8条 会員は、理事会の事前の書面による承諾を得た場合を除き、会員としての地位を移転し、または本規程および本会の各種規程等により生じた自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者（他の会員を含む。）に譲渡し、承継させ、もしくは担保に供してはならない。

(非排他性)

第9条 本会の活動は、会員相互間の排他的な協業関係の構築を目的とするものではなく、会員が第三者との間で、本会の活動に関連する他の検討や事業等を行うことを制限するものではない。

(法令遵守)

第10条 会員は、本会の活動の遂行および共同研究開発の成果の活用等に際し、独占禁止法その他の法令に違反する行為および違反を疑われる行為をしてはならない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 会員は、現在および将来にわたり、自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当してはならず、また、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

2 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本会の信用を毀損し、または本会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 本会は、会員が前二項の規定に違反したと判断した場合、何らの催告を要することなく、当該会員を退会させ、または定款の定めに従い除名することができる。

4 前項の規定により退会または除名された会員は、本会に対して何らの損害賠償の請求をすることができない。

(保有技術の実施許諾)

第12条 会員は、本会の目的に鑑み、他の会員から自己の保有する建設施工に関するロボットおよびIoTアプリ等の技術の利用許諾の申し入れがあった場合は、誠実に実施許諾の可否および条件について協議を行うものとし、特別な理由がある場合を除き、第三者に対するものよりも一般的に不利ではない条件で実施許諾するものとする。

(成果のオープンな活用)

第13条 本会の活動（共同研究開発等）で得られた成果が、一般に普及展開できる水準に達した場合は、本会の会員以外にも広く利用できる措置を講じるものとし、協力会員等を通じてオープンな活用を図るものとする。

(規程の変更)

第14条 この規程は、定款の趣旨に反しない範囲において、理事会の決議により変更することができる。

(補 則)

第15条 この規程に定めのない事項については、定款および関係法令の定めるところによる。